

# 浄化槽の維持管理(メンテナンス)について

浄化槽は、微生物のはたらきを利用して、トイレや台所等からの排水を処理する装置です。浄化槽の使用にあたっては、3つの維持管理が法律(浄化槽法)で義務付けられており、浄化槽管理者(※)は、毎年、3つすべてを実施する必要があります。

これらの維持管理が適切に行われないと、浄化槽の能力が低下し、悪臭等の原因となってしまいます。きれいな水を守るためにも、3つの維持管理を必ず実施してください。

※浄化槽管理者:浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有する者

## 1. 法定検査

### 一般社団法人 山梨県浄化槽協会へ依頼して実施

浄化槽からの放流水の水質が基準を満たしているか、浄化槽の保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているか、浄化槽の設置状況に異常がないかなどを確認する検査です。



◎毎年1回

法定検査は保守点検や清掃と同様に、必ず行わなければなりません。

法定検査(11条検査)の料金は、浄化槽の大きさ(人槽)によって異なります。

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10人槽以下	4,500円	11人槽～50人槽	6,500円

一般的な家庭用の小型浄化槽(10人槽以下)の場合、4,500円です。

○法定検査の申込先○ 一般社団法人 山梨県浄化槽協会  
電話：055-288-1132 (所在地：甲府市西下条町 965)

## 2. 保守点検

### 山梨県知事(甲府市内にあっては甲府市長)の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。

◎おおむね 1年に3～4回(機種によって異なります。)

※登録業者の一覧は、ホームページに掲載しています。



山梨県 HP



甲府市 HP



## 3. 清掃

### 市町村長からの許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施

浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を行います。

◎毎年1回以上 (全ばっき方式の浄化槽は、半年に1回以上)

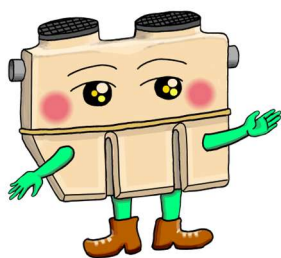


○お問い合わせ先○ 山梨県 森林環境部 大気水質保全課 電話:055-223-1511  
(所在地:甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁別館 1階)  
甲府市内の 浄化槽について 甲府市 環境部 環境保全課 電話:055-241-4312  
(所在地:甲府市上町 601-4 甲府市環境センター内)

# 合併処理浄化槽への転換について

## ～トイレ以外の水もキレイにしてから放流しましょう～

### ○合併浄化槽への入れ替え(転換)をお願いします



「合併処理浄化槽」は、トイレ・台所・お風呂・洗濯など、家庭からの生活雑排水を、全て処理する浄化槽です。

「単独処理浄化槽」は、トイレの排水のみを処理する浄化槽です。

「単独処理浄化槽」では、トイレ以外の生活雑排水処理できないため、ご家庭の台所・お風呂・洗濯などで使われた水は、そのまま河川等に放流されています。

そのため、「単独処理浄化槽」を設置しているご家庭からの排水の汚れは、「合併処理浄化槽」のご家庭と比べて8倍にもなり、河川の汚れの原因の1つとなっています。平成12年以前に設置された浄化槽の多くは、「単独処理浄化槽」です。浄化槽本体の寿命は30年程度と言われており、老朽化による故障や破損のリスクが高まっています。身近な水をきれいにするためにも、合併処理浄化槽への入れ替えをお願いします。

### ○入れ替え工事の手続きについて

#### ①浄化槽工事業者への工事の依頼

浄化槽保守点検業者への相談や、浄化槽工事業者へ工事を依頼してください。

なお、浄化槽工事業者は、山梨県への登録(届出)業者である必要があります。

#### ②各市町村への書類提出(浄化槽の設置手続き)

工事着工前に、浄化槽設置届と法定検査申込書を市町村窓口へ提出してください。

#### ③工事の実施

②の手続きが完了したところで、入れ替え工事が開始されます。

多くの工事は1週間程度で完了します。

#### ④古い浄化槽の廃止手続き

撤去した浄化槽について、廃止届を市町村窓口へ提出してください。



### ○補助金の活用について

一部の市町村では、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

また、単独処理浄化槽からの転換の場合、撤去費用や配管工事費用を追加で補助している市町村もあります。

補助の有無や金額、条件などは、市町村ごとに異なります。

また、補助を受けるためには、工事着工前の手続きが必要です。

各市町村の浄化槽担当課へ、事前にお問い合わせください。